

厚岸町条例第27号

厚岸町新規就農者誘致条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和7年7月3日

厚岸町長 若狭 靖

厚岸町新規就農者誘致条例の一部を改正する条例

厚岸町新規就農者誘致条例（平成3年厚岸町条例第24号）の一部を次のように改正する。

第2条各号列記以外の部分を次のように改める。

この条例において「新規就農者」とは、本町に住所を有し、新たに酪農経営を行う近代的酪農経営を維持管理する能力と経験を有する就農時の年齢が49歳以下の者で、配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者（町長が別に定めるパートナーシップの宣誓をしている者を含む。）を含む。）若しくは18歳以上の同居の親族と個人経営を行う者又は2人以上で共同経営を行う者のうち次の各号のいずれかに該当する者をいう。

附 則

この条例は、令和7年8月1日から施行する。